

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 4 月 6 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600366号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1700001号

第1 結論

平成7年4月から平成8年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年4月から平成8年3月まで

昭和57年4月以降、私と夫に係る国民年金の各種手続及び国民年金保険料の納付については、全て私が併せて行っており、請求期間の保険料についても、私が、夫婦二人分を一緒に納付したにもかかわらず、当該期間の保険料は、夫のみが納付済みの記録となっている。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳から60歳までの国民年金加入期間について、請求期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、付加保険料も納付し、保険料の前納も行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、請求者は、昭和57年4月以降、国民年金の各種手続及び国民年金保険料の納付については、全て自身が、夫の分と併せて行っており、請求期間の保険料についても、自身が、夫婦二人分を一緒に納付したと主張しているところ、請求者及びその夫に係るオンライン記録及びA市の国民年金被保険者収滞納一覧表によると、昭和57年4月から請求者の夫が60歳となる平成21年*月までの期間について、i) 両者の保険料の納付日は、納付日が不明である期間及び請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の平成13年2月から平成14年3月までの期間を除き、全て一致していること、ii) 両者に係る保険料免除の申請年月日、保険料の口座振替開始に係る通知書の発行日及び付加保険料の申出年月日は、全て一致していることから、請求者の主張には信ぴょう性があり、保険料の納付意識の高い請求者が、12か月と短期間である請求期間の保険料について、夫婦二人分を一緒に納付していたと考えても不自然ではない。

一方、前述のとおり、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、自身が、夫婦二人分

を納付したと主張しているところ、請求者の夫に係るオンライン記録によると、請求期間のうち、平成7年6月から平成8年3月までの期間に係る保険料は、平成9年1月21日に納付された記録となっており、当該納付日は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間のうち、平成7年6月から平成8年3月までの期間に係る保険料の納付については、年金記録の過誤は考え難いところである。

しかしながら、請求期間の国民年金保険料の納付について、請求者は、具体的な納付期間及び納付方法に関する記憶が明確ではないものの、当該期間の一部の期間の保険料については、保険料の口座振替を開始した平成8年11月以降に、自身が、請求者の夫に係る保険料と併せてまとめて金融機関で納付しようとしたが、金融機関の窓口で納付できなかったため、区役所の窓口で相談に行き、別の場所で納付したことを記憶している旨を陳述しているところ、請求者については確認できる資料等は無いが、請求者の夫のオンライン記録及び国民年金1号被保険者名簿において、当該夫に、平成7年6月から平成8年3月までの期間に係る保険料に関する過年度納付書が平成9年1月8日に発行されていることが認められることから、請求者の主張と符合している上、前述のとおり、請求者が、自身と夫に係る国民年金の各種手続及び保険料の納付について同時に行っていたことが確認できることを踏まえると、請求者についても夫と同様に平成7年6月から平成8年3月までの期間に係る過年度納付に関する手続が行われ、当該期間に係る納付書が発行されたものとするのが自然である。

また、請求者は、国民年金保険料の口座振替を開始した平成8年11月以降すぐに、それまで未納とされていた夫婦二人分の保険料を何度かまとめて納付したと陳述しているところ、上記収滞納一覧表において、i) 請求者が口座振替による保険料納付を開始した平成8年11月当時に未納とされていた、夫婦二人分に係る同年4月から同年10月までの期間に係る保険料が、同年12月10日にまとめて納付された記録となっていること、ii) 請求者の夫に係る平成7年6月から平成8年3月までの期間に係る保険料は、平成9年1月21日にまとめて納付された記録となっていることが確認できることから、請求者の主張と符合している上、請求者から提出された預金通帳の写しの記載内容から、請求者が、平成7年6月から平成8年3月までの期間に係る保険料を納付できない特段の事情は見当たらず、また、前述のとおり、請求者が、自身と夫に係る国民年金の各種手続及び保険料の納付について同時に行っていたことが確認できることを踏まえると、夫婦の国民年金に係る各種手続及び保険料納付の全てを行っていた請求者が、夫の平成7年6月から平成8年3月までの期間に係る保険料を納付していながら、自身の当該期間に係る保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、請求期間前後の請求者に係る国民年金保険料納付済期間の記録が、請求者の夫の記録と相違していることについて、年金事務所は、当該期間の請求者の保険料納付記録の管理が適切に行われていなかったことが推測される旨を回答していることから、請求期間についても、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600360号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700001号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成16年4月12日は27万4,000円、同年7月15日は22万1,000円、同年12月15日は28万4,000円、平成17年4月15日は22万4,000円、同年7月15日は26万8,000円、同年12月15日は28万2,000円、平成18年4月14日は16万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月12日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年4月15日、同年7月15日、同年12月15日及び平成18年4月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月12日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年4月15日、同年7月15日、同年12月15日及び平成18年4月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月
④ 平成17年4月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年4月

請求期間①から⑦までについては、A社から賞与が支払われ、それぞれの期間において、厚生年金保険料が賞与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間①から⑦までの標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る預金通帳の写し及び同僚から提出された当該期間に

係る賞与明細書の写しから判断すると、請求者は、A社から当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記預金通帳の写しで確認できる振込日から、請求期間①は平成16年4月12日、請求期間②は同年7月15日、請求期間③は同年12月15日、請求期間④は平成17年4月15日、請求期間⑤は同年7月15日、請求期間⑥は同年12月15日、請求期間⑦は平成18年4月14日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、上記の預金通帳の写し及び同僚の賞与明細書の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額から、請求期間①は27万4,000円、請求期間②は22万1,000円、請求期間③は28万4,000円、請求期間④は22万4,000円、請求期間⑤は26万8,000円、請求期間⑥は28万2,000円、請求期間⑦は16万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年4月12日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年4月15日、同年7月15日、同年12月15日及び平成18年4月14日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。